

災害時における災害救助犬の出動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、神奈川県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人神奈川救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）との「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」（令和7年7月10日締結。以下「協定」という。）第8条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(出動要請、協議等)

第2条 甲は、協定第1条の規定により乙に出動要請を行うときは、様式第1号により、次の各号に掲げる事項を明示して行なうものとする。ただし、乙との連絡が困難な場合は、乙に属する公認災害救助犬養成訓練所長に対して直接要請ができるものとする。この場合において甲は乙への連絡が可能となったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

- (1) 災害の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- (5) その他搜索活動に必要な事項

(出動)

第3条 乙は、協定第1条の出動要請を受け、出動体制が整ったときは、速やかに様式第2号により、次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 出動責任者の氏名、連絡先
- (2) 出動部隊の構成
- (3) 出動時間及び現場到着予定時間
- (4) その他必要な事項

(搜索活動状況の報告)

第4条 乙は、搜索活動が終了したときは、甲に対して、様式第3号により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

なお、この協定に基づく搜索活動の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

- (1) 搜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
- (2) 活動時間、活動場所及び活動内容
- (3) その他必要な事項

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は、搜索活動の終了後、甲に対して当該業務に係る費用の実費を文書により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、協定第6条第3項に基づき甲に業務の実施中における第三者への損害について報告するときは、様式第4号により行うものとする。

(連携活動)

第7条 甲及び乙は、災害時の救助活動における相互の連携のあり方を研究するとともに、協定第7条の訓練を通じて円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年7月10日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 神奈川県金沢区六浦東二丁目11番18号
特定非営利活動法人神奈川救助犬ネットワーク
代表理事 渡 辺 登 志 男